令和元年10月1日 現在

1、基本料金

※当施設の基本サービス費は「6時間以上7時間未満」の料金です。

※当施設の定員は30名です。

提供時間	種 類	基本料金	事業所評 価加算	サービス提供体 制強化加算(I)	月額	食費	備考
6時間以上 7時間未満	要支援 1	1,721円	120円	72円	1,913円	600円/回	
	要支援 2	3,634円		144円	3,898円	600円/回	

2、加算について

※基本料金に加算します。

※利用者様全員もしくは該当する方に対して算定します。詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。

詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。

通所リハビリテーション加算項目	金額	算定項目	対 象	内容	
リハビリテーションマネジメント加算	330円	1月につき	対象者	リハビリテーション実施計画原案を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を実施した場合に加算します。	
運動器機能向上加算	225円	1月につき	対象者	理学療法士・作業療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動機能向上に係る個別計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。	
事業所評価加算	120円	1月につき		厚生労働大臣が定める基準に適合している物として都道県知事に届け出た指定介護予防リハビリテーション事業者が評価対象期間に評価された場合に加算します。	
サービス提供体制強化加算(I)	72円	1月につき	要支援①全員		
9一こへ徒供体制強化加昇(1)	144円	1月につき	要支援②全員	合に加算します。	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	各種加算減算を加えて算定した金額 の3.4%		全員	平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とします。	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	各種加算減算を加えて算定した金額の 2.0%			厚生労働大臣が定める基準に適合している介護 職員等の賃金の改善等に充てる事を目的として います。	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	各種加算減算を加えて算定した金額の 1.7%				

[※]被爆者健康手帳をお持ちの方は、保険給付の自己負担額が公費負担されます。

※平成27年8月以降は介護保険負担割合証に記載された割合(1割·2割·3割)のお支払いとなります。

2割負担の方は、介護保険個人負担額+加算が2倍になります。

3割負担の方は、介護保険個人負担額+加算が3倍になります。

(今後利用料金表の改定をすることがあります。)

3、その他の利用料金

項目	金額	備考		
食事等の提供に要する費用の内訳	600円/回	昼食・おやつを提供の場合		
艮争寺の徒供に安 9 つ負用の内訳	500円/回	夕食を提供の場合		
尿とりパット代	35円/枚			
リフレシート代	70円/枚			
紙おむつ代 M	165円/枚			
紙おむつ代 L	185円/枚			
はくパンツ代 M	165円/枚			
はくパンツ代 L	185円/枚	リハビリパンツ		
はくパンツ代 LL	205円/枚			
洗 濯 代	550円/回(1ネット)	希望者(ケアプラン上必要と認めた場合)		
コピー代	1枚 10円	複写物・各種申請用紙・請求書兼領収書の再発行		

[※] 食費・その他費用については、通所リハビリテーションサービスに準じます。